

旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の地域経済循環創造事業交付金要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）に基づく先進的かつ持続可能な事業に取り組む民間事業者に対し、予算の範囲内で旭市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、旭市補助金等交付規則（平成17年旭市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 市内に事業所を有し、又は設けようとする民間企業、公共的団体、個人事業主及び任意団体等をいう。
- (2) 金融機関等 地方金融機関、日本政策金融公庫、地域活性化ファンド、民間クラウドファンディング及びふるさと融資等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、国要綱に基づく地域経済循環創造事業交付金の交付の対象となる事業を実施する民間事業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 旭市暴力団排除条例（平成24年旭市条例第2号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国要綱第8条の規定により交付決定を受けたものであって、事業に必要な1人以上の従業員を新たに市内で雇用することを計画している事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要綱第5条第1項に規定する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関等の融資額及び事業者自己資金の合算額を除いた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、1事業当たりの上限額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 融資額が補助金の額と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円
- (2) 融資額が補助金の額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円
- (3) 融資額が補助金の額の2倍以上の額の場合 5,000万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、旭市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下消費税等仕入控除税額という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定し、旭市地域経済循環創造事業補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、旭市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書(第3号様式)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の流用を除く。
- (2) 融資額を減額しようとするとき。
- (3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助対象事業の目的の達成に資すると認められる場合

イ 補助対象事業の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

- (4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査して承認の可否を決定し、旭市地域経済循環創造事業補助金変更承認(不承認)通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長から求めがあったときは、補助対象事業

の遂行状況について、旭市地域経済循環創造事業遂行状況報告書（第5号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、旭市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
- (3) 写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等の事業の成果がわかる書類
- (4) 融資契約書等の金融機関からの融資を証明する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付額から減額して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、旭市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、旭市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（第8号様式）により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、旭市地域経済循環創造事業補助金交付請求書(第9号様式)により補助金の請求をすることができる。

(補助金の概算払)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業の進捗状況に応じて、補助金を概算払により支払うことができるものとする。

2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは、旭市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書(第10号様式)に旭市地域経済循環創造事業遂行状況報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者から事業の中止若しくは廃止の申請があったとき又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、関係法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用したとき。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して偽りその他不正な行為をしたとき。

(4) 第8条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、旭市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号に規定する場合を除く。)には、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、第12条第3項の

規定を準用する。

5 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、第3項の加算金又は第12条第3項の延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 前各項の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の管理及び関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について事業完了後においても国要綱の例により、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿及び関係書類を、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ旭市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書を受理したときは、これを審査し、承認の適否を決定したときは、旭市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認審査結果通知書（第12号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該補助事業者に収益が生じたときは、旭市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書により当該収益の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

(収益納付等)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年

度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の30日以内に、旭市地域経済循環創造事業交付金事業化収益状況報告書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告により、補助事業者に事業化により相当額の収益が生じたと認められるときは、当該補助事業者に対し、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

（検査等）

第19条 市長は、補助事業の執行のため必要と認めるときは、補助事業完了後においても補助事業者に対し、報告させ、帳簿その他の物件を検査し、又は関係者に説明を求めることができる。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

旭市長

住 所
事業者名
代表者名

旭市地域経済循環創造事業補助金交付申請書

旭市地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付申請額 円
- 3 補助対象事業の開始（予定）日 年 月 日
- 4 補助対象事業の完了（予定）日 年 月 日
- 5 関係書類
 - (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
 - (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
 - (3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
 - (4) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

旭市長



旭市地域経済循環創造事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった旭市地域経済循環創造事業補助金については、下記のとおり決定（却下）したので、旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付決定額 円
- 3 交付の条件
- 4 却下の理由

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

旭市長

住 所
事業者名
代表者名

旭市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定された旭市地域経済循環創造事業補助金について、その申請内容を変更したいので、旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更が生じた理由

第 4 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

旭市長



旭市地域経済循環創造事業補助金事業変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった旭市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請について、下記のとおり決定したので、旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 変更の可否
- 2 変更を承認した事項（不承認の理由）

第5号様式（第10条、第14条関係）

年 月 日

旭市長

住 所
事業者名
代表者名

旭市地域経済循環創造事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された旭市地域経済循環創造事業補助金について、旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第10条の規定により、年 月 日現在の遂行状況について関係書類を添えて報告します。

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

旭市長

住 所
事業者名
代表者名

旭市地域経済循環創造事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された旭市地域経済循環創造事業補助金に係る事業について完了したので、旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及びその実績額
交付決定額 円
実 績 額 円
- 2 補助事業の完了年月日 年 月 日
- 3 添付資料
 - (1) 収支決算書
 - (2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
 - (3) 写真・設計図・施設等設置位置図・雇用状況等事業等の成果がわかる書類
 - (4) 融資契約書等の金融機関からの融資を証明する書類の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

旭市長



旭市地域経済循環創造事業補助金確定通知書

年 月 日付けで提出された旭市地域経済循環創造事業補助金実績報告書について、内容を審査した結果、下記のとおり交付する補助金の額を確定しましたので、旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

交付確定額

円

第 8 号様式（第 1 2 条、第 1 5 条、第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

旭市長



旭市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した旭市地域経済循環創造事業補助金について、旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項、第 1 5 条第 2 項又は第 1 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助金返還額 円
- 2 納付の期限 年 月 日

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

旭市長

住 所
事業者名
代表者名

印

旭市地域経済循環創造事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった旭市地域経済循環創造事業補助金について、旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 補助金交付決定額等

交付決定額	円
交付確定額	円
既受入額	円
今回請求額	円

第10号様式（第14条関係）

年 月 日

旭市長

住 所
事業者名
代表者名

印

旭市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定された旭市地域経済循環創造事業補助金の概算払を受けたいので、旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 概算払を必要とする理由

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

年 月 日

旭市長

住 所
事業者名
代表者名

旭市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 総事業費
- 3 補助対象経費
- 4 処分する施設又は設備の名称
- 5 処分内容
- 6 処分する理由

- ※ 1 処分する施設又は設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備についても、具体的な用途を記載すること。
- ※ 2 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）を記載すること。

第 1 2 号様式（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

旭市長



旭市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった旭市地域経済循環創造事業で取得した財産の処分については、下記のとおり決定したので、旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 1 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 財産処分の可否
- 2 承認した事項（不承認の理由）

第 1 3 号様式（第 1 8 条関係）

年 月 日

旭市長

住 所
事業者名
代表者名

旭市地域経済循環創造事業交付金事業化収益状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された旭市地域経済循環創造事業補助金について、旭市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告する。

記

(単位:円)

交付 確定額	補助対象 事業に係る 本年度収 益額	控除額	本年度まで の補助対象 事業に係る 支出額	基準 納付額	前年度まで の補助対象 事業に係る 市への累積 納付額	本年度 納付額	備考